

JAC亀山 クラブの運営細則（クラブの概要）

1. 名称

JAC亀山（ジュニア・アスリート・クラブ・イン・カメヤマ）

※英語表記 Junior Athlete Club in Kameyama

※通称 JACK（ジャック） ➡ 大会等での呼称・プログラム等表記

2. 目的

- (1) 陸上競技を通して、全ての運動の基礎基本を学ぶ。
- (2) 陸上競技を通して、スポーツの素晴らしさ・楽しさを味わう。
- (3) 陸上競技を通して、学年・年齢・性別等の枠を超えた交流を持つ。
- (4) 陸上競技を通して、地域住民や団体、行政等と連携し、持続可能な地域社会づくりに貢献する。

3. 入会資格

- (1) 亀山市及びその周辺地域に在住の小・中学生であること。
※「研究生」として、幼児（年長児）の入会を認める場合あり
- (2) 本クラブの目的を理解して、積極的に参加する意志のある者であること。

4. 会員の区分

本クラブの会員（クラブ員）は以下の区分とし、それぞれに応じた活動（練習）を行う。

- (1) 小学生会員（略記号=ES）
A会員：小学1・2年生の低学年児童
※活動時には必ず保護者が付き添う（見守る）ものとする。
B会員：小学3～6年生の中・高学年児童
- (2) 中学生会員（略記号=JS）
A会員：練習会やイベントに参加（本クラブからの大会出場は不可）
B会員：練習会やイベントに参加するとともに日本陸連に登録し大会に出場
- (3) 幼児会員（略記号=PS）
幼稚園・保育園等の年長児
※活動時には必ず保護者が付き添う（見守る）ものとする。

5. 年会費

年会費は下表のとおり（年度内のいずれの時期に入会しても同額）

※年度途中に退会の場合であっても返金はしない。

会員の対象	会員の区別	年会費	練習会	日本陸連等登録
小学生	A会員	5,000円	月に2～3回程度	あり
	B会員	10,000円	月に4～5回程度	あり
中学生	A会員	3,000円	随時	なし
	B会員	10,000円	随時	あり
幼児（年長児）		1,000円	月に1～2回程度	なし

6. 指導者等支援金

全ての会員は、年会費とは別に毎月 500 円の「指導者等支援金」を納入する。

また、これとは別に、競技会等の場合には、会員（クラブ員）一人につき 500 円の「指導者等支援金」を納入する。

※「指導者等支援金」は、主として本クラブの指導者（監督・コーチ）に対して、練習や競技会等の都度、交通費・食費・雑費等として支払うものとする。その金額等については別に定める。

※本クラブの指導者（監督・コーチ）以外に支払う場合については別に定める。

7. 保護者の会

本クラブの会員（クラブ員）の保護者は、「JAC 亀山保護者の会」会員となる。

※保護者の会に関しては、会則を別に定める。

8. 練習日

(1) 原則として毎週土曜日（午前 9 時～正午の間で 2～3 時間程度）

※ただし、夏場（または気温が高くなる予報のある日）は練習時間を短縮したり、練習時間帯をずらしたりする場合がある。

(2) 必要に応じて水曜日（時間帯はその都度設定）

※ただし、5・6 生と中学生を原則とする。

(3) (1) または (2) の他に適宜練習日を設定

(4) 中学生のみの特別練習日設定あり

9. 練習場所

亀山市立中部中学校・亀山市立亀山南小学校・西野公園・東野公園・亀山公園 等

10. 練習内容

運動の基礎基本の動き・短距離走・中長距離走・ハードル走・走幅跳・走高跳・三段跳・ジャベリックボール投・砲丸投・円盤投・ジャベリックスロー
リレー競技・駅伝・各種球技 等

11. 保険

全ての会員は「スポーツ安全傷害保険」に加入する

※料金は年会費に含む

12. その他

(1) 全ての小学生会員と中学生の B 会員は、(公財) 日本陸上競技連盟ならびに (一財) 三重陸上競技協会に登録する。あわせて、鈴鹿市陸上競技協会にも登録する。

※登録料は年会費に含む

(2) 全ての小学生会員は、亀山市スポーツ少年団に登録する。

※登録料は年会費に含む

ただし、亀山市内の他のスポーツ少年団にも所属する場合は、登録はいずれか一つのスポーツ少年団に限ることとなる。(複数のスポーツ少年団での活動は認められるが、亀山市スポーツ少年団の規定により、登録は一团のみ)

(3) 他のスポーツ競技団体への加入は任意とするが、陸上競技を行う他クラブ等への加入は、これを認めない。(加入する場合は JAC 亀山を退会する)

ただし、中学生会員についてはこの限りでない。